

特例屋外広告業届出Q&A

1. 特例屋外広告業届出の書類について

Q 青森市内に営業所がないので「5 青森市の区域内において営業を行う営業所」の欄が空欄になってしまうのですがどうすればいいですか？

A 市内に営業所があるかどうかは問いません。青森市内で営業を行う営業所を記入してください。

Q 特例屋外広告業届出書（様式第20号の2（第21条の2関係））の提出は何部必要ですか？

A 1部です。

受付印等を押した控えが必要な場合は、2部提出してください。（副本はコピー可）
その場合1部を特例屋外広告業届出受理通知書と一緒に返却いたします。

Q 特例屋外広告業届出書を提出する際に手数料はかかりますか？

A 特例屋外広告業届出書の提出に関して、手数料はかかりません

2. 特例屋外広告業届出事項変更届出書の書類について

Q 役員の変更（退任）、法定代理人の変更があった場合、変更の届出は必要ですか？

A 不要です。

Q 特例屋外広告業届出事項変更届出書（様式第20号の3（第21条の3関係））の提出は何部必要ですか？

A 1部です。

受付印等を押した控えが必要な場合は、2部提出してください。（副本はコピー可）
その場合1部を特例屋外広告業届出事項変更の通知書と一緒に返却いたします。

3. 屋外広告業関連の申請全般について

Q 特例屋外広告業届出書を青森市へ提出し、特例屋外広告業者となりましたが、青森県の屋外広告業の登録を更新しませんでした。青森市で引き続き屋外広告業を営みたいのです

が、このまま特例届出制度の利用は可能でしょうか？

A 青森県の屋外広告業の登録が効力を失った場合は、特例届出制度（みなし登録）を利用できないので、改めて青森市の屋外広告業の登録手続きを行ってください。

Q 現在青森県と青森市の両方に屋外広告業を登録しており、「商号・氏名・住所（法人の場合は、名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地）」の登録事項に変更がある場合は何を提出すればよいでしょうか？

A 青森県の登録を受けている場合は、青森市へ屋外広告業登録事項変更届出書ではなく、特例屋外広告業届出書を提出してください。上記の登録事項に変更がある場合、先に青森県へ屋外広告業の登録事項変更届出書を提出し、青森県から通知される「屋外広告業の登録事項の変更について（通知）」のコピーを特例屋外広告業届出書に添付して提出ください。

※上記以外の登録事項に変更がある場合、青森県から通知される「屋外広告業の登録事項の変更について（通知）」の添付は不要です。

なお、既に青森市に特例屋外広告業届出書を提出しており、上記の登録事項に変更がある場合は、特例屋外広告業届出事項変更届出書を提出してください。（「3-1 変更の届出に必要な書類」参照）

Q 特例屋外広告業関連の届出書類は郵送でも受け付けていますか？

A 窓口、郵送どちらでも受付しています。郵送の際は下記へお願いします。

送付先

〒030-8555 青森県青森市中央一丁目 22-5

青森市役所 都市整備部建築営繕課 広告物・定期点検チーム 宛

Q 特例屋外広告業届出関連で分からないことがあるので直接聞きたいです。

A 問い合わせ先は 建築営繕課広告物・定期点検チーム になります。

TEL 017-752-8964（直通） FAX 017-752-9006

E-mail kenchiku-eizen@city.aomori.aomori.jp